



2021年12月16日

各 位

会 社 名 株式会社内田洋行
代表者名 代表取締役社長 大久保 昇
(コード番号：8057 東証第1部)
問合せ先 執行役員
経営・人事・総務グループ統括
佐藤 将一郎
(TEL. 03-3555-4072)

(訂正)「ウチダエスコ株式会社株式(証券コード4699)に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

株式会社内田洋行(以下「公開買付者」といいます。)は、2021年12月3日に公表いたしました「ウチダエスコ株式会社株式(証券コード4699)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「公開買付開始プレスリリース」といいます。)のとおり、ウチダエスコ株式会社(証券コード：4699、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)JASDAQ(スタンダード)市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象とする金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2021年12月6日より開始しておりますが、公開買付開始プレスリリースの内容につきまして、公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が終了したことに伴い訂正すべき事項があり、また、記載の一部に誤記がありましたので、下記のとおり訂正いたします。

訂正箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

(ii)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

ii. 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(c) 判断内容

ウ 本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項について

(c) 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

(訂正前)

対象者を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、対象者及び公開買付者グループその他の本取引に特別な利害関係を有する者が対象者側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、対象者の取締役のうち不室克己氏、加藤健生氏、宮村豊嗣氏、及び小柳諭司氏並びに対象者の監査役のうち高井尚一郎氏は、利益相反の疑いを回避する観点より、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していない。

なお、対象者の取締役のうち、長岡秀樹氏及び江口秀則氏は、公開買付者の出身であるが、いずれの者も対象者のみに在籍してから7年間以上が経過していることから、対象者の取締役として公開買付者との協議・交渉に参加すること並びに対象者取締役会における審議及び決議に参加することは妨げられるものではないと考えられる。

(訂正後)

対象者を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、対象者及び公開買付者グループその他の本取引に特別な利害関係を有する者が対象者側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、対象者の取締役のうち不室克己氏、加藤健生氏、宮村豊嗣氏、及び小柳諭司氏並びに対象者の監査役のうち高井尚一郎氏は、利益相反の疑いを回避する観点より、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していない。

なお、対象者の取締役のうち、長岡秀樹氏及び江口英則氏は、公開買付者の出身であるが、いずれの者も対象者のみに在籍してから7年間以上が経過していることから、対象者の取締役として公開買付者との協議・交渉に参加すること並びに対象者取締役会における審議及び決議に参加することは妨げられるものではないと考えられる。

v. 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

<前略>

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役10名のうち、不室克己氏は2021年7月に対象者へ出向したものの本日現在において公開買付者に在職していること、加藤健生氏は、2014年5

月に対象者へ出向し、2020年10月に対象者に転籍し取締役となったものの、2020年10月までは公開買付者に在職していたこと、宮村豊嗣氏及び小柳諭司氏は公開買付者の取締役を兼務していることから、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、対象者の取締役10名のうち、不室克巳氏、加藤健生氏、宮村豊嗣氏、及び小柳諭司氏を除く取締役6名（すなわち、長岡秀樹氏、江口秀則氏、久保博幸氏、児玉郁夫氏、渡辺千秋氏及び山本直道氏）にて審議の上、その全員一致で、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。上記取締役会には、対象者の監査役3名のうち、公開買付者の常勤監査役を兼務する高井尚一郎氏を除く2名（すなわち、中野隆氏及び戸村芳之氏）が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議が無い旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、不室克巳氏、加藤健生氏、宮村豊嗣氏、及び小柳諭司氏は、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、対象者の監査役のうち、高井尚一郎氏は公開買付者の監査役を兼務していることから、上記取締役会における審議には一切参加しておらず、上記の取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。なお、対象者の取締役のうち長岡秀樹氏及び江口秀則氏は、公開買付者の出身ですが、いずれの者も対象者のみに在籍してから7年間以上が経過しており、また、本取引に関し、公開買付者側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取引における対象者の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会における審議及び決議に参加しているとのことです。

（訂正後）

<前略>

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役10名のうち、不室克巳氏は2021年7月に対象者へ出向したものの本日現在において公開買付者に在職していること、加藤健生氏は、2014年5月に対象者へ出向し、2020年10月に対象者に転籍し取締役となったものの、2020年10月までは公開買付者に在職していたこと、宮村豊嗣氏及び小柳諭司氏は公開買付者の取締役を兼務していることから、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、対象者の取締役10名のうち、不室克巳氏、加藤健生氏、宮村豊嗣氏、及び小柳諭司氏を除く取締役6名（すなわち、長岡秀樹氏、江口英則氏、久保博幸氏、児玉郁夫氏、渡辺千秋氏及び山本直道氏）にて審議の上、その全員一致で、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。上記取締役会には、対象者の監査役3名のうち、公開買付者の常勤監査役を兼務する高井尚一郎氏を除く2名（すなわち、中野隆氏及び戸村芳之氏）が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議が無い旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、不室克巳氏、加藤健生氏、宮村豊嗣氏、及び小柳諭司氏は、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、ま

た、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、対象者の監査役のうち、高井尚一郎氏は公開買付者の監査役を兼務していることから、上記取締役会における審議には一切参加しておらず、上記の取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。なお、対象者の取締役のうち長岡秀樹氏及び江口英則氏は、公開買付者の出身ですが、いずれの者も対象者のみに在籍してから7年間以上が経過しており、また、本取引に関し、公開買付者側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取引における対象者の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会における審議及び決議に参加しているとのことです。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	12,390 個	(買付け等前における株券等所有割合 34.46%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,311 個	(買付け等前における株券等所有割合 11.99%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	35,672 個	(買付け等後における株券等所有割合 99.22%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	280 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.78%)
対象者の総株主の議決権の数	35,933 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)も買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は280個と記載しております。また、公開買付者は、今後、特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、速やかに訂正した内容を開示する予定です。

<後略>

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	12,390 個	(買付け等前における株券等所有割合 34.46%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,348 個	(買付け等前における株券等所有割合 12.09%)

買付け等後における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	35,672 個	(買付け等後における株券等所有割合 99.22%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	280 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.78%)
対象者の総株主の議決権の数	35,933 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）も買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は280個と記載しております。

<後略>

以 上